

【当座勘定規定（一般用）】

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (4) および、第2条～第6条 省略	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) ～ (4) および、第2条～第6条 省略
第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年10月1日以降に振出した場合、当座勘定から支払いません。 (2) ～ (4) 省略	第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) 省略
第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。ただし、2026年9月30日までに振出して下さい。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認して下さい。 (3) ～ (7) および、第9条～第16条 省略	第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認して下さい。 (3) ～ (7) および、第9条～第16条 省略
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載して下さい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2) 省略	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載して下さい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略
第18条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) 省略	第18条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略

新	旧
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入して下さい。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入して下さい。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認して下さい。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おき下さい。なお、2026年10月1日以降に振出した場合は、当座勘定から支払いません。 以上 2026年8月1日現在	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入して下さい。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入して下さい。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認して下さい。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おき下さい。 以上 <u>2025年1月20日現在</u>

【定期預金共通規定】

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 2026年8月1日現在	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 <u>2020年4月1日現在</u>

【定期積金（スーパー積金）規定】

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 2026年8月1日現在	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 省略 <u>2023年11月1日現在</u>

【普通預金（無利息型普通預金を含む） 納税預金・貯蓄預金・通知預金規定】

新	旧
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 （個人・法人用） 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5) 省略 納税準備預金規定（個人・法人用） 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5) 省略 貯蓄預金規定（個人限定） 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(5) 省略 通知預金規定（個人・法人用） 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、2026年10月1日以降に振出された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 以上 2026年8月1日現在	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 （個人・法人用） 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 省略 納税準備預金規定（個人・法人用） 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 省略 貯蓄預金規定（個人限定） 2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 省略 通知預金規定（個人・法人用） 2.（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 以上 <u>2022年12月1日現在</u>